

2017年3月4日

府中市庭球連盟規約

(名称及び目的)

第1条 この会は、府中市庭球連盟（以下「連盟」と言う。）と称する。

2. 連盟は、硬式庭球を通して市民の体力向上と、健康の維持増進を図ることを基本目的とする。併せて、硬式庭球愛好者各人の技術の向上と相互の親睦を図ることを目的とする。
3. 連盟は、事務局を総務担当の理事宅に置く。

(事業)

第2条 連盟は、前条第2項の目的を達成するため、連盟は次の事業を行う。

- (1) 会員の親善試合及び定期大会の開催事業
- (2) 技術向上のための講習会の開催事業
- (3) 各種対外試合への参加事業
- (4) その他、連盟に必要な事業

(会員)

第3条 会員は、連盟設立の目的を良く理解し、運営に協力する者でなければならない。

2. 会員の種類、及びその資格は次の者とする。
 - (1) 団体会員は、府中市にある団体（代表者が府中市在住であること）。
 - (2) 個人会員は、府中市に在住、在勤、在学する者。
 - (3) 推薦会員は、会長等の推薦により、理事会で承認した者。
3. 団体会員及び個人会員の入会手続きは、所定の加盟申請書を会長に提出するものとする。
4. 会長は前項の申し込みがあった時は正当な理由がない限り、入会をみとめなければならない。また入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない
5. 団体会員及び個人会員の退会手続きは、退会届を会長に提出するものとする。
なお、会費の納入なき団体会員及び個人会員は、自然退会として処理する。
6. 連盟は会員が以下のいずれかに該当した場合、常任理事会の決議により除名、登録抹消、または停止することができる
 - (1) フェアプレーの精神などスポーツマンシップに著しく反する行為のあった者
 - (2) 会員として著しく本連盟の品位と名誉を傷つけた者

(理事)

第4条 団体会員及び個人会員は、各1名の理事を選出し、連盟に登録するものとする。

2. 理事は、役員又は委員会委員として連盟の運営に積極的に参加し、協力する義務を負う。なお、その所属の如何に関わらず、連盟の会議に出席して意見を述べることができる。
3. 理事の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、任期途中で理事を退任する場合は、後任者に任務を適切に引き継がなければならない。
4. 顧問及び監査を除く役員及び委員会委員は、全て理事の中から選出する。但し、理事外に適任者あるときは、会長推薦により、特別理事として理事に準ずる。

(役員)

第5条 連盟の運営に当たるため、次の各号の定数による役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長2名以内
 - (2) 理事長1名、副理事長2名以内
 - (3) 総務1名、副総務2名以内
 - (4) 会計1名、副会計2名以内
 - (5) 監査2名
 - (6) 顧問若干名
2. 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、連盟を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事長は、連盟の事業計画の作成に当たり、会務を執行する。
4. 総務は、次の各号の業務を行う。
 - (1) 理事長から依頼された理事会及び常任理事会の開催通知
 - (2) 理事会及び常任理事会の議事録作成
 - (3) 議事録及び会員への連絡事項等の情報連絡
 - (4) その他、連盟内外との各種の事務的折衝及び処理
5. 会計は、次の各号の業務を行う。
 - (1) 連盟の事業計画に基づく、年度予算案の作成
 - (2) 金銭出納の処理
 - (3) 各種委員会の会計報告の審査及び市役所への会計報告提出
 - (4) 年度会計報告の作成
6. 副理事長、副総務、副会計は、正員の補佐・代行を本務とするが、同時に、連盟運営の継続性を保つため、後継者としての資質を培うものとする。

7. 監査は、連盟の業務及び会計の状況を監査し、理事会に結果を報告する。
8. 顧問は、会長等の求めに応じ、連盟の運営に関し必要な指導及び助言を与える。

(理事会)

第7条 連盟の運営に関する重要事項を決定しその円滑な運用を図るため、理事会を置く。

2. 理事会は、全員の理事を以て構成し、その会議は、理事の半数以上の出席（委任状を含む）を以て成立する。
3. 理事会は理事長を議長とし、理事会の議決は、本規約改正の場合を除き、出席理事の過半数の同意を以て決する。但し、可否同数の場合は会長が決する。
4. 本規約改正の議決については、出席理事の2/3以上の賛成を以て決する。

(理事会の任務)

第8条 定時理事会（理事総会）は毎年3月15日までに、臨時理事会は必要に応じて、理事長がこれを招集し、次の各号の事項を審議する。

- (1) 常任理事会より提案される年度事業計画及び予算案
- (2) 常任理事会より提案される年度事業報告及び決算報告
- (3) 常任理事会より提案される規約等の改正・変更に関する事項
- (4) 役員を選出に関する事項
- (5) その他、連盟の運営に関する重要事項

(常任理事会)

第9条 理事会に諮る事項を審議し、連盟の事業を執行するために、常任理事会を置く。

2. 常任理事会は、会長（正副）、理事長（正副）、総務（正副）、会計（正副）及び第10条に定める各委員会の委員長を以て構成する。なお、各副委員長は常任理事会に出席し意見を述べるができる。また、委員長の代理となることができる。
3. 常任理事会は、理事長がこれを召集し、以下の各号の事項を審議する。
さらに、常任理事会は、理事会の議決した事項の執行に関する事項及び理事会の議決を要しない業務の執行に関する事項について、議決することができる。
 - (1) 年度事業計画及び予算案
 - (2) 年度事業報告及び決算報告
 - (3) 規約等の改正・変更に関する事項
 - (4) 特別事業委員会の設置等に関する事項
 - (5) その他、連盟の運営に関する事項
4. 常任理事会は、構成員の過半数の出席を以て成立する。議決を必要とする場合は、出席者の過半数の同意を以て決する。但し、可否同数の場合は会長が決する。

(委員会)

第10条 連盟の事業を実施するため、以下の各号の委員会を置く。

- (1) 春季大会委員会 (委員長1名、副委員長若干名)
 - (2) 市民大会委員会 (委員長1名、副委員長若干名)
 - (3) 秋季大会委員会 (委員長1名、副委員長若干名)
 - (3) 冬季大会委員会 (委員長1名、副委員長若干名)
 - (4) 競技技術委員会 (委員長1名、副委員長若干名)
 - (5) 情報管理委員会 (委員長1名、副委員長若干名)
 - (6) 特別事業委員会 (臨時設置)
2. 会長は、理事長等の意見を聴き、理事の中から各委員会の委員長を指名する。
また、各委員長は、理事の中から同委員会の副委員長を指名する。なお、理事外に適任者あるときは、特別理事として任用する。

(委員会の任務)

第11条 各委員会は、常任理事会において決定された要項に基づいた業務を行う。

2. 各大会委員会は、別に定める試合実施規則に基づき、各大会の計画・実施及び競技結果の記録を行う。
3. 競技技術委員会は、対外試合参加・派遣選手選考に関わる業務を行い、会員・市民の技術向上を図るために講習会等を開催する。
4. 情報管理委員会は、以下の各号の業務を行う。
 - (1) 会員の入会・退会の処理、会員名簿・理事・役員名簿の作成
 - (2) 会員数・団体数の把握
 - (3) 会員のランキングポイントの管理
 - (4) 各大会のエントリー受付、ドロー作成等
 - (5) 会員への情報提供

(運営経費)

第12条 連盟の運営経費は、団体会員及び個人会員の会費を以て充当することを原則とする。

2. 各大会の必要経費は、出場者の参加費を以て充当する。但し、参加費の額は各大会委員会が決める。
3. 対外試合参加の必要経費は、出場者の自己負担を原則とする。但し、連盟代表として派遣する選手については、経費の一部を連盟が負担する。
4. 会費については、別に定める。

(年度)

第13条 連盟の事業年度は、毎年3月16日に始まり、翌年の3月15日に終わる。

2. 連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年の12月31日に終わる。

(規約等の改正)

第14条 規約等の改正は、理事会において行う。

2. 理事が会長に、連盟の規約等の改正を申し出た場合は、会長はこれを常任理事会に付議しなければならない。

付則

1. 規約の制定施行及び改定

昭和46年7月31日制定・施行

昭和61年3月1日改定

昭和62年3月15日改定

平成元年3月12日改定

平成3年3月10日改定

平成5年2月28日改定

平成8年2月 改定

平成9年3月9日改定

平成12年3月12日改定

平成19年3月10日改定

平成23年3月5日改定

平成27年3月7日改定

平成29年3月4日改定

2. 会費規定

(1) 年度会費

(イ) 団体会費

団体一律 5,000円/年

会員1名 500円/年

(ロ) 個人会費 5,000円/年

(2) 会費の納入及び返還

既会員は、当該年度の会費を前年度末の定時理事会開催日に納入するものとし、新規会員は、入会手続き時に当該年度の会費を納入するものとする。ただし、一旦納入された会費は、理由の如何に関わらず返還しない。

3. 慶弔金、見舞金規定

連盟は、常任理事会の承認を経て、連盟関係団体及び連盟会員に対して慶弔金、見舞金を支出することができる。ただし、緊急の場合は、会長の決済によることができる。

4. 会員顕彰規定

連盟は、常任理事会の承認を経て、市・連盟を代表して参加した対外試合において優秀な成績を収めた会員を顕彰することができる。なお、顕彰方法は会長の決済による。

5. 会員台帳規定

(1) 連盟の会員登録は、原則として各定期大会前に受け付けるものとする。ただし、「年度会員数」は、春季大会前の会員登録手続きに基づくものとする。

(2) 会員台帳原簿は、情報管理委員会委員長が以下の名簿を作成し管理する。

(イ) 団体名簿

(ロ) 団体別全会員名簿

(ハ) 理事及び役員名簿

(3) 会員の個人情報に関わる名簿は、厳重に管理されるべきものとする。

6. 定期大会、市民大会参加資格規定

(1) 定期大会参加資格

連盟会員とする。

(2) 市民大会参加資格

府中市在住・在勤・在学者とする。

7. 対外試合代表選手選考規定

連盟が代表選手を派遣する試合・大会及び派遣選手選考基準は、以下のとおりとする。

大会名称	所管	出場資格	選考順位 1	選考順位 2	選考順位 3
市町村対抗 女子団体戦	東京都市町 村テニス協 会	市在住者		ランキン グ・ポイント 上位者	競技技術委 員会推薦者
都民体育大 会	府中市	市在住・在勤 者	前年度大会 入賞者（3位 迄）	ランキン グ・ポイント 上位者	競技技術委 員会推薦者
市町村対抗 庭球大会	東京都市町 村テニス協 会	市在住者		ランキン グ・ポイント 上位者	競技技術委 員会推薦者
東京都市町 村テニス選 手権大会	東京都市町 村テニス協 会	市在住・在勤 者（学生を除 く）	前年度大会 入賞者（3位 迄）	ランキン グ・ポイント 上位者	競技技術委 員会推薦者
東京都チャ ンピオンシ ップ	東京都区市 町村テニス 協会	東京都市町 村テニス選 手権大会優 勝・準優勝者			

8. 書類提出規定

府中市、府中市体育協会、近隣庭球団体その他の外部関係団体に提出する書類等については、会長の承認を得るものとする。

9. 定期大会結果及び会計報告規定

各定期大会委員会の委員長は、大会終了後速やかに大会結果報告書を常任理事会に提出するものとする。同時に、同大会の決算報告書を連盟会計に提出するものとする。